

令和6年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」という。）が平成19年6月に公布され、平成19年度決算からすべての自治体が健全化判断比率等を公表することとなりました。

令和6年度のあま市におけるこれらの比率は次のとおりとなっています。

1 健全化判断比率

財政健全化法では、自治体の財政状況を3段階に区分しています。

- ① 財政が比較的健全な自治体
- ② 早期の財政健全化が必要な自治体（早期健全化団体）
- ③ 財政の再生が必要な自治体（財政再生団体）

この区分は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の各指標値により決定されます。4つの指標値は令和6年度の決算数値に基づき算定されます。

そして、4つの指標値のいずれか一つでも早期健全化基準以上になると早期健全化団体となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

また、4つの指標値のうち将来負担比率を除く3つの指標値のいずれか一つでも財政再生基準以上になると財政再生団体となり、財政再生計画を定めなければなりません。

1 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計と公営事業以外の特別会計（以下「一般会計等」という。）を対象とした実質赤字額を標準財政規模で割って算定されます。

あま市の比率は△7. 21%（実質赤字額がない場合は「－」表示）となっています。
（単位：%）

区 分	あま市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	12. 44	20. 00

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額に公営事業会計の実質赤字額及び資金不足額を加えた連結実質赤字額を標準財政規模で割って算定されます。あま市の比率は△16. 33%（連結実質赤字額がない場合は「－」表示）となっています。

（単位：%）

区 分	あま市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
連結実質赤字比率	－	17. 44	30. 00

3 実質公債費比率

実質公債費比率は公債費（元利償還金等）が標準財政規模に比べてどの程度の負担かを表す指標として現在の地方債の協議・許可制度でも用いられている比率です。

具体的には、市が一部事務組合へ支出した負担金のうち、一部事務組合の地方債償還に充てた相当額などを「準元利償還金」として捉え、「元利償還金」に加え、これを標準財政規模で割って算定されます。あま市の比率は6. 2%となっています。

(単位：％)

区 分	あま市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	6. 2	25. 0	35. 0

4 将来負担比率

自治体の公債費（元利償還金等）に係る財政負担の程度を表す指標として実質公債費比率が用いられていますが、これは、フローベース（一定期間内の収支勘定をみる）指標であるため、ストックベース（ある時点での資産の量を測る）指標として将来負担比率が導入されました。

具体的には、一般会計等の地方債現在高、一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額、一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる一般会計等の負担見込額、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額、公社及び損失補償をしている第三セクター等の負債のうち一般会計等の負担見込額などを将来負担として認識し、将来負担軽減効果のある基金等を差し引いてこれを標準財政規模で割って算定されます。あま市の比率は65. 3％となっています。

(単位：％)

区 分	あま市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
将来負担比率	65. 3	350. 0	

2 資金不足比率

財政健全化法では、公営企業会計ごとに算定することとされており、あま市では、水道事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計が該当します。

資金不足額は、健全化判断比率算定の2つ目の指標値である連結実質赤字比率の中でも位置づけられており、資金不足額を事業の規模で割った数値が資金不足比率となります。

資金不足比率が経営健全化基準以上になると、経営健全化計画を定めなければなりません。

あま市の比率は、水道事業会計が△88. 6％、簡易水道事業会計が△185. 2％、下水道事業会計が△178. 3％、病院事業会計が△257. 8％（資金の不足額がない場合は「－」表示）となっています。

(単位：％)

区 分	あま市の比率	経営健全化基準
水道事業会計	－	20. 0
簡易水道事業会計	－	20. 0
下水道事業会計	－	20. 0
病院事業会計	－	20. 0